

デビットカード (J-Debit) における 「キャッシュレス・消費者還元事業」 取扱いのご案内について

2019年10月
越前たけふ農業協同組合

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2019年10月から「キャッシュレス・消費者還元事業」が開始され、デビットカード (J-Debit) が本事業の決済サービスの対象として、ご利用いただけますので、ご案内いたします。



デビットカード (J-Debit) とは

国内のJ-Debit(ジェイデビット)の加盟店で、お買い物やご飲食等の代金を、キャッシュカードを使ってお支払いいただけるサービスです。

1 「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要について

「キャッシュレス・消費者還元事業」は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援するため、経済産業省が主体となって実施する事業です。

「キャッシュレス・消費者還元事業」の対象店舗で、キャッシュレス決済により代金をお支払いいただいた場合に、購買金額の5% (または2%) が還元されます。

【デビットカード「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要】

項目	内容
デビットカードの発行手続き	<ul style="list-style-type: none">JAのキャッシュカードを使って、デビットカード (J-Debit) のサービスがご利用いただけます。キャッシュカードの発行につきましては、窓口までお問い合わせください。入会費用や年会費はかかりません。
消費者還元の方法	<ul style="list-style-type: none">本事業の対象店舗で、デビットカードを使って代金をお支払いいただいた場合に、その利用金額に応じたポイントを利用者に付与し、当該ポイント相当額についてデビットカード取引を行ったキャッシュカード発行貯金口座に振り込みます。貯金口座の解約により当該口座が存在しない場合は、消費者還元を行いません。
付与されるポイント、ポイントの有効期限、ポイント交換の可否	<ul style="list-style-type: none">ご利用金額の5%もしくは2%相当額を1ポイント1円に自動的に交換し、デビットカード取引を行ったキャッシュカード発行口座に振り込みます。デビットカード取引を行ったキャッシュカード発行貯金口座に入金を行った時点でポイントは消滅します。他のポイントへの交換はできません。
消費者還元のタイミング	<ul style="list-style-type: none">デビットカード取引が行われた日が属する月の月末日から2か月以内に、利用者の口座に振り込む方法により消費者還元を行います。
消費者還元の上限額	<ul style="list-style-type: none">15,000円/月
消費者還元の確認方法	<ul style="list-style-type: none">通帳明細に消費者還元ポイント相当額の振込入金が入印字されます。通帳印字は以下のとおりとなります。 ⇒「JDmmガツ△シヨビシヤ」(「△」はスペース、「mm」は還元対象となるデビットカード取引月となります)
消費者還元を受けるために必要な制約条件	<ul style="list-style-type: none">「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」第4条1項に掲げる不当な取引ではないこと。消費者還元時点でデビットカード取引を行ったキャッシュカード発行貯金口座が存在し、振込入金が可能な状態であること。

2 デビットカードにおける「キャッシュレス・消費者還元事業」取扱いにかかる利用規定について

JAバンクがキャッシュレス決済事業者として、デビットカード取引を行う利用者に対し、消費者還元を実施する場合には、「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」が適用されます。内容につきましては、JAバンクホームページをご確認ください。

※ JAバンクホームページ

<https://www.jabank.org/kouza/sougoukouza/ccrb/>



本件に関するお問い合わせ
越前たけふ農業協同組合
[TEL:0778-21-2604](tel:0778-21-2604) (信用課)



©よりぞう